

事務事業マネジメントシート(平成28年度実績と平成29年度計画)

平成29年 5月22日更新

事務事業名		建築基準法関係受付・進達事務				☐ マニフェスト関連 ☐ 全庁横断課題関連 ☐ 集中改革プラン関連			
総合計画体系	政策	5 都市基盤の健康				所属部	事業部	課長名	岩男 竜彦
	施策	23 計画的な土地利用の推進				所属課	都市計画課	担当者名	松岡 巧晃
	施策の柱	65 計画的な市街地の形成				所属班	建築住宅班	(内線)	2233
予算科目		会計一般	款8	項4	目1	事業連番10173	根拠法令	建築基準法	
終了、開始年度		☐ 28年度で終了 ☐ 28年度から開始				事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始年度 18 年度) ☐ 期間限定複数年度 (~ 年度)		
								成果優先度評価結果	
								コスト削減優先度評価結果	

★事務事業の概要 (PLAN)

【事業の内容】	昭和46年5月17日に都市計画法が施行されたことにより市内全域において、建築基準法が適用されることとなった。市内において建築行為を行う際は、申請地の各種制限等に基づき確認申請書を作成、市に事前調査報告書を提出し合議を行なった後、確認検査機関に提出する。 また、建築行為を行うにあたっては、建築基準法第42条による道路若しくは熊本県が道路として取扱う旨を許可した道に敷地が2m以上接することが必要である。 新に一定の基準に適合した道路を築造し建築基準法第42条第1項第5号による道路として指定を受けようとするときは、市へ事前協議書及び指定申請書を提出していただき合議後、熊本県に対し進達を行う。 現存する道が建築基準法第42条に規定する道路に該当しない場合に建築基準法第43条の但し書き道路として熊本県の許可を受けようとするときは、熊本県からの意見聴取照会に対し回答を行う。
【業務の流れ】	確認申請事前調査報告書の提出 ⇒ 各種制限等の確認 ⇒ 関係各課への合議 ⇒ 確認検査機関へ提出 位置指定事前協議書の提出 ⇒ 関係課に合議 ⇒ 熊本県への進達 ⇒ 工事完了後 ⇒ 位置指定申請書の提出 ⇒ 熊本県への進達 建築基準法第43条但し書き道路許可申請を県へ提出 ⇒ 県より意見聴取照会 ⇒ 回答
【主な予算費目】	予算なし
【意見や要望】	事前調査報告書の合議に際して、上下水道課課が別庁舎であるため不便であるという意見がある。

1 現状把握の部 (DO、PLAN)

(1) 事務事業の目的と指標		新規・拡充区分
① 手段(主な活動) 28年度実績(28年度に行った主な活動) (DO) 建築行為等の計画の際の事前相談、各種報告及び申請書等の受付 位置指定事前協議書、申請書の受付、進達 建築基準法第43条但し書き道路における意見聴取照会に対する回答		29年度計画(次年度に計画している主な活動) (PLAN) 前年度に同じ
① 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	(単位)	予算の主な増減の理由
⇒ ア: 建築確認事前調査報告書受付件数	件	予算はなし
⇒ イ: 位置指定申請件数及び但し書き道路照会件数	件	
② 対象(誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等	(単位)	② 対象指標(対象の大きさを表す指標)
市内において計画される建築行為	件	⇒ ア: 建築行為件数
市内において計画される位置指定道路及び意見聴取照会を受ける但し書き道路	件	⇒ イ: 位置指定件数及び但し書き道路許可件数
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)	(単位)	③ 成果指標(意図の達成度を表す指標)
建築基準法及び各種基準に適合した建築行為の計画ができる。	件	⇒ ア: 違反建築物処理件数
建築基準法に規定した道路により建築行為ができる。	件	⇒ イ: 位置指定道路による建築行為件数及び但し書き道路による建築行為件数
*③成果指標設定の理由と29年度目標値設定の根拠		総トータルコスト
建築基準法に適合した建築行為を行わせる。件数については、ここ数年の平均値で設定している。		全体計画
建築基準法に規定した道路により建築行為を行わせる。件数については、ここ数年の平均値で設定している。		～ 年度
		0

(2) 各指標・総事業費 の推移		単位	26年度 実績(決算)	27年度 実績(決算)	28年度 目標(当初予算)	28年度 実績(決算)	29年度 目標(当初予算)	30年度 予定	31年度 見込	32年度 見込	
① 活動指標	ア	件	449	483	400	489	400	400	400	0	
	イ	件	7	5	6	4	6	6	6	0	
② 対象指標	ア	件	499	483	400	498	400	400	400	0	
	イ	件	6	5	6	4	6	6	6	0	
③ 成果指標	ア	件	1	0	0	0	0	0	0	0	
	イ	件	9	5	8	4	8	8	8	0	
投資 入費 量	事業 費 内 訳	国庫支出金	千円								
		都道府県支出金	千円								
		地方債	千円								
		その他	千円								
		繰入金	千円								
		一般財源	千円								
	(A) 事業費計	(A) 事業費計	千円	0	0	0	0	0	0	0	0
		(A) のうち指定経費	千円	0	0	0	0	0	0	0	0
		(A) のうち時間外、特勤	千円	0	0	0	0	0	0	0	0
	人件 費	正規職員従事人数	人	4	5	3	3	3	0	0	0
		延べ業務時間	時間	16	1,063	0	235	0	0	0	0
		(B) 人件費計	千円	63	3,946	0	0	0	0	0	0
トータルコスト(A)+(B)		千円	63	3,946	0	0	0	0	0	0	

事務事業名	建築基準法関係受付・進達事務	所属部	事業部	所属課	都市計画課
-------	----------------	-----	-----	-----	-------

2 評価の部 (CHECK)

*原則は28年度の事後評価、ただし複数年度事業は28年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	①28年度目標達成度評価	☒ 達成した ☐ 達成しなかった ⇒【理由】
	②29年度目標達成見込み	☒ 目標達成見込みあり⇒【理由】 ☐ 目標達成は厳しい⇒【理由と対策】 集落内開発及び地区計画制度の活用により住宅地の整備が進んでいるため。また、道路に関しては、年に数件は申請があっているため。
有効性評価	③成果の向上余地	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 ☒ 向上余地がない ⇒【理由】 成果の向上を求めるような事業ではない。
	④類似事業との統廃合・連携の可能性	☐ 他に手段がある (具体的な手段、事務事業) ☒ 他に手段がない ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができる ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 類似事業はない。
効率性評価	⑤事業費の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 事業費はない。
	⑥人件費（延べ業務時間）の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 最小限の人員で行なっているので、削減余地はない。
公平性評価	⑦受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 すべての申請について合議を行い処理を行なっているので公平である。
役割分担評価	⑧行政の役割分担の適正化	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 役割分担は適正である ⇒【理由】 建築棟数、違反建築物等を把握、また、建築確認の際、道路の確認が必要となるため、市が把握する必要があることから適正である。

3 評価結果の総括 (CHECK)

4 今後の方向性 (事務事業担当課案) (ACTION)

(1) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・複数選択可

☐廃止

☐休止

☐目的再設定

☐事業統廃合・連携

☐事業のやり方改善（有効性改善）

☐事業のやり方改善（効率性改善）

☐事業のやり方改善（公平性改善）

☐現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）

(2) 改革・改善による期待成果

(廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持			
	低下			

(3) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策